

平成25年度第1回東郷町図書館協議会会議録

- 1 開催日時 平成25年6月5日(水)午後14時～15時15分まで
- 2 開催場所 東郷町民会館1階第2会議室
- 3 出席した委員
水野和恵、杉原智子、野々山良、鬼頭通起、近藤達也、福沢伸一、石川文恵、
林ひろみ
- 4 出席した事務局
教育長、教育部長、図書館長、図書館チーフ、生涯学習課長、図書館係長
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議内容
 - (1) 辞令交付
 - (2) あいさつ
 - (3) 議題
 - ア 平成24年度図書館事業実績報告について
 - イ 図書館の運営方針について
 - ウ 図書館資料返却延滞者に対する取り扱いについて
 - (4) その他
- 7 会議記録
別添のとおり

会議の内容

- 1 教育長あいさつ 平成25年度から指定管理による運営となりました。また、昨年度は開館30周年としてひとつの節目を迎えました。これからの図書館をどうしたら良い図書館になるか皆様の意見を伺いたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それではここからの進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。なお本日は、委員全員の出席がありますので、この会議は成立いたします。それではよろしくお願いいたします。

2 議事内容

【議題1】平成24年度図書館事業実績報告について

事務局会議資料（1）に基づき説明

各委員から意見なし

【議題2】図書館の運営方針について

図書館長会議資料（2）に基づき説明

委員 さきほどの事業実績報告の中で小中学校への図書の団体貸出があったが、リクエストしてどのくらいで図書が借りられるのですか。例えば、朝お願いして午後には借りられるとか。

事務局 可能な範囲でご希望に沿うようにします。

委員長 指定管理として図書館が新しい取り組みをしているというPRをしていただけるといいです。PRを含めて進めていただきたいです。

委員 本の宅配サービスは需要の見込みはあるのだろうか。以前の指定管理者選定委員会において各コミュニティーセンターなどに返却ポストを置くという説明もあったが、区長が図書の管理もしてくれるだろうか。本が紛失などにならないか。本の回収も大変だと思います。

館長 実際のところは、宅配サービスをやっているところはあまりないですが他の図書館で本の宅配サービスを図書館の職員が行っているところはある。いろ

いろな手立てがあると思われませんが、どういう方法がいいのか。もう少し時間をいただいて検討したいです。いい案があれば教えていただきたいです。

委員 テーマとしてはいいですが、実際運営するにはどうするか難しいと思います。

館長 おっしゃるとおりです。そのあたりを含めいい案があれば教えていただきたいです。

委員 コミセンに回収ポストを設置するのは可能でも、ポストの本を回収する責任までは地区ではもたないと思います。

館長 この宅配については、ヘルパーさんやボランティアなどいろいろな方面へ働きかけてPRしたいです。

委員長 他の市町も参考にしながら検討してください。

委員 昔は視聴覚室で16ミリフィルムを借りて見ていたが、今はどうですか。

事務局 今でもフィルムの所蔵はありますが、ここ数年視聴の希望はありません。

委員 大型紙芝居や大型絵本を利用するにあたり、大型紙芝居や絵本を支える専用の備品も借りられますか。

事務局 絵本を支えるものはありませんが、紙芝居の枠は貸出し出来ます。事業と重なっていなければ、貸出できますので図書館にご相談ください。

委員長 それぞれのお立場からご質問やご意見をいただきました。運営方針についてはこれからというところですが、図書館の運営方針についてはご承認いただけますでしょうか。ご承認いただきました方は拍手をお願いします。

委員 拍手

委員長 ご異議なしと認め、議題（2）「図書館の運営方針について」は承認されました。

【議題3】図書館資料返却遅延者に対する取り扱いについて

事務局会議資料（3）に基づき説明

- 委 員 もし返していない人が紛失してしまったと言ったらどうなるのですか。
- 事務局 本を確かに借りた事実があり、返していない記憶があるなら弁償をお願いするということになります。
- 委 員 紛失したら弁償してくださいなどと貸出カードなどでお知らせしているのですか。弁償するという何か定めはあるのですか。
- 事務局 カードなどにお知らせはしていませんが、図書館蔵書管理基準の蔵書の損害賠償という項目で定めています。
- 委 員 それは広く公開などされているのですか。
- 事務局 作成した当初はホームページ上で公開していました。
館内に張り紙などはしていなかったと記憶しています。
- 委 員 確かに借りる時に「〇日までに返却してください。」と窓口で言われるが紛失した場合などのことまでは言われませんね。
- 館 長 今年の蔵書点検後から貸出レシートには返却日を守ってください、図書を大切に扱ってくださいという文を新たに入れました。今回議題で出させていただいた、貸出禁止については承認いただけたら貸出のレシートに文面に含めたいです。
- 委 員 利用者カードについては、今まで通りのものを使用するのですか。指定管理者になったのだから、利用者カードの裏面の記載内容も厳しいものに変更してはどうでしょうか。
- 館 長 検討いたします。
- 委 員 督促ハガキを3年間も送り続けるのは長いのではないか。3年というのは何か決めがあるのですか。
- 事務局 図書館蔵書管理基準に定める際に他の図書館を参考にしました。
- 委 員 3年間も送り続けるのは郵送代も結構かかる。1年で戻ってこないものは

送りつづけても戻ってこないのではないですか。

事務局 1年で「不明本」として扱うようにはしますが、その本をすぐ除籍し、残りの2年は督促も何もしないというのは出来かねます。

委員 ハガキは送付されても捨てられてしまうのではないかと。今までは送っていたのですか。電話でもいいのではないですか。

事務局 今までも郵送はしていましたが、その頻度や回数を取り決めがなかったのが今回定めたいというものです。また、予約の入っているものや相互貸借で借りているものについては、電話で対応していますが、電話だけの督促では留守などでつながらないことが多いです。

委員 督促の効果はありますか。

事務局 督促を送ってすぐは問い合わせが多くあります。自分が借りていることを忘れている方もいます。

委員長 ほかはよろしいですか。今までは、きちんとした根拠のもとに督促を行っていませんでしたので今回新たに取り扱いを定めたいという事務局の提案です。3年の督促期間が長いというご意見がありました。期間や督促、貸出禁止のお知らせ方法については再度検討していただきたいと思います。今回は議題（3）「図書館資料返却延滞者に対する取り扱いについて」の整備をするという点でのご承認いただけますか。

委員 拍手

委員長 整備をするという点でご異議なしと認め議題（3）「図書館資料返却延滞者に対する取り扱いについて」は承認されました。以上で本日の審議はすべて終了しました。

3 その他

図書館より 8月1日から8月4日まで図書館まつりを開催
6月から8月の毎週金曜日は午後7時まで開館

事務局より 図書館年報は後日送付する